

死刑

民主主義国家にあるまじき行為

序文	： 国際人権連盟F I D Hの死刑に対する見解、任務、調査方法	3
1.	日本における死刑の実態	4
2.	死刑制度	10
3.	公平な裁判を受ける権利	15
4.	死刑囚の拘禁状況 : 残虐、非人道的かつ、品位を傷つける取扱い	21
5.	結論と勧告	29
6.	資料	31

死刑 — 民主主義国家にあるまじき行為

序文	国際人権連盟 F I D H の死刑に対する見解、任務、調査方法	3
1.	日本における死刑の実態	4
	歴史的背景	
	死刑論議の現況	
	マスコミの影響	
	法曹界	
	政府	
	死刑廃止運動と N G O	
	被害者活動と被害者遺族	
2.	死刑制度	10
	日本国憲法、法律、判例	
	国際法	
	i. 国際連合	
	ii. 欧州評議会	
	iii. 欧州連合	
	iv. 国際刑事裁判所	
3.	公平な裁判を受ける	15
	不十分な手続き的保証	
	i. 第一審	
	ii. 上訴権	
	iii. 死刑判決確定後の防御権	
	防御権	
	代用監獄と法的助言者の不在	
	第一審と上告審の間の無料弁護人制度	
	司法権の独立	
4.	死刑囚の拘禁状況 : 残虐、非人道的かつ、品位を傷つける取扱い	21
	未決囚の処遇	
	確定囚の処遇	
	不服申立て手続き	
	執行	
5.	結論と勧告	29
6.	資料	31
	1. 略語表	
	2. 参考文献	
	3. F I D H が面会した方々のリスト	
	4. 欧州評議会の死刑に関する見解	

国際人権連盟 F I D H 日本の死刑実態調査団

国際人権連盟（以下、「F I D H」といいます）は、死刑の普遍的廃止運動の一環として、非人道的な死刑を今なお実行している国の実態調査を行なっています。調査の目的は4つです。

1. 現在、世界中で死刑を法律上廃止した国が76ヶ国、通常犯罪のみ廃止した国が16ヶ国、事実上廃止した国が20ヶ国あり、この事実を不動のものにする。
2. 世界中で死刑判決を受けたり、処刑された人が世界人権宣言や市民的及び政治的権利に関する国際規約にある「公平な裁判」を受けられなかったことを通報し、「合法的殺人」がいかにか許し難いことかという事実を明らかにする。
3. 死刑確定囚の処遇の実態、判決から執行までの状況を告発します。時に、死刑囚の処遇は国際人権が禁じている「残虐で、非人間的かつ品位を傷つける取り扱い」に相当します。
4. F I D H は調査をもとに、対話の精神で、存置国の政府、関係者の廃止または一時停止への努力を支援することを目的に勧告を行います。

F I D H は、死刑についての最初の国際調査を2001年4月、アメリカで実施しました。¹ 本報告書は、2002年10月12日から20日まで、F I D H の3名が、東京に滞在し、調査した結果をまとめたものです。ニューヨークの弁護士で法学博士、Human Rights（中国）代表のシャロン・ホーム、F I D H 国際事務局弁護士、エチエンヌ・ジョーデル、英国キール大学犯罪学助教授、リチャード・ワイルドの3名です。

調査にあたり、自由人権協会（J C L U）には、準備段階からお世話になり、また、死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90（以下、「フォーラム90」といいます）、ならびに日本弁護士連合会（以下、「日弁連」といいます）からは、貴重な協力をいただき、心から感謝します。

日本は、国際社会に知られることなく、疑わしい条件下で、犯罪者に死刑判決を宣告し、彼らを恐怖と孤立に何十年も閉じ込め、そのうちの数人を時々、無作為に選び、公表することなく、処刑台に送っています。この行為は、人間の尊厳に背き、近代民主主義の名に恥じるものです。

日本政府の我々への応対はかならずしも満足のいくものではありませんでした。法務大臣と外務大臣へ申し込んだ面談は拒否されました。法務省の高官との面談のみ許可されました。最高裁判所の応対は、協力体制について我々に懸念を抱かすものとなりました。最高裁判所長官が唯一、我々にしてくれたことは、刑事局長を紹介してくれたことでした。しかし、刑事局長の業務は行政事務に限られており、予め我々の視察の目的を知らせてあったにもかかわらず、死刑に関する情報は一切持っていないと公言しました。

警察の応対もそっけないものでした。警察庁の代表者と一度、短時間の面会が持てただけでした。東京拘置所への視察も以前から予定されていたことでしたが、非常に短いものでした。

拘置所所長と刑務官2名からは、丁重な応対がありましたが、法務省へ公式な許可申請を出していたにもかかわらず、死刑囚監房へ近づくことは許可されませんでした。

拒否されたことは、驚きに値しません。これまでにも、欧州評議会の幹部である、エンマ・ボニノさん

¹ F I D H、米国の死刑、レポート N° 316、2001、10。

や、² ギュンナー・ヤンソンさんも、³ 同様に拒否されましたし、日本の国会議員ですら、死刑囚との面会は許されていません。拘置所側の説明では、現在、収容者が105%の過密のため、見せられる居房はないとのことでした。

このはっきりしない態度は、死刑問題は極力隠すべきで、執行のコメントはせず、国会での質問を避けるため、国会の閉会中に執行日するという、日本政府の態度を如実に物語っています。そのうえ、死刑囚の日常生活は一般市民へは、知らされません。

FIDHは、50人あまりの方々と面談しました。⁴ 法曹界（会員19500人の日本弁護士連合会、法律扶助協会）、ジャーナリスト、死刑容認市民団体（全国被害者支援ネットワーク）、死刑廃止グループ（自由人権協会、フォーラム90、アムネスティ・インターナショナル）、死刑廃止議員連盟の議員、死刑囚の母親、シスターなどです。

お会いした方々の意見は、全面廃止から断固存置支持まで、さまざまでした。ある法律家は、以前、死刑制度見直しと廃止の機運が高まった時期がありましたが、1995年オーム真理教による、地下鉄サリンガス事件を境に、風向きが変わり、最近では、オーム関連逮捕者の話題が報道を賑わしています。

報告書では、（1）日本の死刑の歴史、世論の動向、政府の立場、（2）国内法と国際法、（3）法制度、（4）死刑囚の処遇について述べます。

² 欧州評議会議員、もと欧州委員で2002年1月来日。

³ 欧州評議会人権法制委員長ヤンセンさんに面会を希望した、確定囚松本美佐雄さんの要望も同様に2001年3月拒否されました。

⁴ リストは資料3参照。

1. 日本における死刑の実態

死刑制度運用の歴史と背景

日本の死刑の歴史は長く、処刑方法は、縛り首、斬首、強制的自殺である切腹など、さまざまありました。しかし、平安時代の810年から1156年の実に346年間、死刑の行なわれない時期がありました。戦乱がなく、仏教の慈悲の教えにより、死刑がおこなわれなかったのではと思われます。

明治維新（1868）になると、西欧から刑罰制度が導入され、処刑方法は絞首刑に統一されました。第二次世界大戦後、占領政府は、日本国憲法と法制度の改正に着手しました。戦時中の犯罪、皇室に関する罪、姦通を除き、1947年の刑法は、1907年制定の刑法とほぼ同じです。1989年から、1993年の執行が途絶えた時期を除き、死刑はずっと存続しています。執行には、法務大臣の署名が必要ですが、1989年11月から、1993年3月迄在職の法務大臣のなかに、死刑反対を表明し、署名しなかった大臣がいたことが、執行一時中断の理由です。当時、日本では死刑廃止運動が盛り上がった時期でもありました。

全国の拘置所には、死刑宣告を受けた人（上訴中）が110名、そのうちの54名は、死刑が確定した人たちです。1993年以来、43名の人が処刑されました。

森山真弓法務大臣は、在任以来、一度といわず、二度にわたって執行を命令しました。現在、日本では、内外のプレッシャーのなか、政府、市民団体、マスコミによる死刑の是非を問う論議が続いています。

死刑論議の現況

政府が1999年に行ったアンケートによると、72.9%の人が、死刑の続行を容認しています。しかしながら、このアンケートは、死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム

90や廃止グループの批判を浴び、改善されたにもかかわらず、いまだに死刑容認を促すように質問されていると、団藤博士⁵は指摘します。この点は、1998年、国連人権委員会にフォーラム90が提出した、日本政府報告書に対するカウンターレポートのなかでも言及しています。

死刑賛否両論は、以下のように、互いに関連しあう複雑なテーマを含んでいます。

- 世論をとらえ、作り上げるマスコミの役割
- 死に対する日本的な考えと姿勢、自分の行動に対する責任のとりかた
- 1995年の地下鉄サリンガス殺人テロ事件が国民に与えた衝撃
- 海外からの圧力の国内議論への影響、なかでも、欧州評議会が死刑続行を理由に、日本のオブザーバー資格を剥奪するという警告など

昔から日本には、人を殺したら、死んでお詫びをすることが、唯一罪を償う、真摯な責任の取りかただという、根強い考えがあります、と死刑容認派の人は言いました。この考えは、行刑当局者、被害者遺族、死刑事件を報道するマスコミ、締約国として日本政府が国連人権委員会に提出している報告書のなかに脈打っている、考えです。

⁵ 団藤重光、死刑廃止論、有斐閣、東京、2000。

それに対して、FIDHが面談した、シスター、NGO、研究者の話では、日本は、仏教や最近ではキリスト教の影響で、慈悲、許し、生命の尊重という教えが息づく、多宗教国だということ、さらに、シスターの話だと、報復感情は、特に日本人に限ったことではなく、世界共通の本能的な感情だということでした。

マスコミの影響

マスコミは、世論の形成、刑事事件に対する見方、犯罪や治安に対する、国民の一般的理解などに多大な影響力をもっています。そのため、死刑を取り巻く雰囲気や議論に対するマスコミの影響は大きいのです。あるジャーナリストと研究者は、マスコミのモラルを問題にし、報道の自由と、被疑者の公平な裁判を受ける権利の調和を見つけるには、まず、より明確な法的概念をもつことが必要だと話しました。

日本には、主な新聞が4種類 — 朝日、読売、毎日、日本経済新聞 — あります。1990年代前半、マスコミは、死刑についての国民的議論をこぞって、取上げました。ところが、1995年の地下鉄サリンガス殺人テロ事件を境に機運は衰え、2001年6月の死刑廃止を要求する欧州評議会の決議案でさえ、きわめて小さな報道がなされたにすぎません。同様に、テレビは、被害者の悲しみを重点的に取上げ、被疑者をあたかも犯人と決めつけ、センセーショナルに報道します。

さらに、ジャーナリストが、被疑者の家族の恐れや恥じる気持ち、インタビューを避ける態度、大物の捜査官の話を一方的に取上げる傾向があることが、報道の不公平を助長しています。係争中や、判決が待たれる裁判を大がかりに報道する、このことが、一般市民一人一人の事件に対する考え方や、死刑論議を取り巻く雰囲気に影響することになります。

法曹界の見解

FIDHは、日弁連、東京弁護士会、法律扶助協会の弁護士と会見しました。なかには、重要事件の弁護に非常に熱心に取り組んでいる弁護士がいます。彼らの懸念するところは、クライアントとの接見の制限、公平な裁判、さらには、被疑者の公平な防御のための保証が十分でないことです。日本では、有罪率が99.8%にのぼり、たいていの有罪の根拠は、密室状態の厳しい取り調べの圧力の末、得られる自白によるものです。弁護士のなかには、日本政府の立場は、世界の死刑廃止の国際的な潮流に反していると考え人もいます。逮捕から執行までのすべての手続きを含め、処遇状況、死刑囚についての情報不開示、処刑の有無、日時の恣意的選択（話題を避けるため国会閉会中に執行する）など、死刑制度そのものが、残虐だと述べています。

しかし、約2万人の日弁連と地方弁護士会との間には、死刑廃止についてのコンセンサスがありません。日弁連が、1993年に実施したアンケートでは、37%の弁護士が、死刑無条件廃止、64%が、条件付き廃止に賛成でした。名古屋弁護士会でのアンケートでは、大多数が条件付き廃止に賛成でした。1997年、日弁連は、公平さに欠ける裁判で判決の出た死刑について執行を一時停止するよう求める決議を採択しました。この決議が、再確認されることを願っています。日弁連は二者択一の立場を討議するため、連絡委員会を設置し、その委員長は、国民的議論の促進と、刑事事件の手続きの改善を目指し、決議案を検討中です。また、モラトリアム実現のコンセンサスを目指し、努力することを、誓いました。弁護士会は、よりよい情報の開示と死刑被告人の国際基準や、公平な裁判のための規定違反についての広報活動が必要であると指摘しました。

政府の見解

F I D Hは、死刑廃止議員連盟（議員連盟）の国会議員、公務員、法務省・最高裁判所・最高裁判所刑事局・警察庁の職員と会見しました。

議員連盟は、現在122名のメンバーからなり、そのうちの一人は、個人的に、ある死刑囚を金銭的に援助しています。廃止を表明しているのは公明党（連合政権党の一党）、社民党、共産党ですが、自民党と民主党は、意見が分かれています。議員連盟は、3種類の廃止案を提案しています。1）死刑全面廃止、2）仮釈放を認めない終身刑、3）仮釈放を認めない終身刑付き、執行一時停止です。実現の可能性があるのは、仮釈放を認めない終身刑付き、執行一時停止ですが、改正案として採択されるのかどうか、さまざまな議論があります。

連盟会長の亀井静香氏は、世論の大半が死刑存置派であっても、議員連盟としては、存置派と反対派が逆転するよう、指導的な役割を果たすべきだと、語りました。

最高裁判所刑事局は、最高裁判所の行政を管理しているところです。刑事局の代表者の話では、死刑問題は、専門分野を越える、責任外の問題であり、下級裁判所の決定にコメントすることを拒否しました。そして、死刑の合憲性については、既に1948年の判例ほか、いくつかの判例があると述べるにとどまりました。

警察庁も同様に、死刑論議には、直接的な役割は果たしていない、と強調しました。しかし、実際、被害者給付金の立法案を指導しているのは、警察庁です。ある公務員が、興味深い話をしました。死刑問題は、国民の大多数が感情論としてとらえており、死刑の続行が治安の維持につながると考えています。もし、死刑囚の処遇や、死刑に威嚇力がないこと、終身刑の設備にかかる費用などの、重要な情報を、市民が知る日が来れば、市民の意見は変わる可能性がある、というのです。犯罪人といえども、常に人を死と向かい合わせ、閉じ込めることは、残酷なことだと認めますが、だからといって、今すぐ、執行一時停止とするには、未だ議論が尽くされていない、という意見でした。

死刑廃止運動とNGO

F I D Hは、自由人権協会、アムネスティ インターナショナル、フォーラム90、監獄人権センターと会見しました。

特にフォーラム90、自由人権協会、アムネスティ インターナショナルは、廃止運動に熱心で国連人権委員会にカウンターレポートを提出しています。フォーラム90は、2001年に死刑反対アジアフォーラムを開催したり、市民参加のイベントによって死刑廃止を訴えています。監獄人権センターは、1995年に発足され、国内外（アジア）の拘禁施設の人権状況を国際基準並みにすること、国際的監獄改革組織との連携、非拘禁者への法的助言者提供などを目標に活動しています。

フォーラム90は、日本の法律と慣行（上訴手続き、恩赦規定、精神遅滞者の法的取扱いと死刑の阻害事由の問題）が市民的及び政治的権利に関する国際規約、国連経済社会理事決議 ECOSOC1986/50（上級裁判所への自動上訴手続き）、及び、ECOSOC1989/64（自動上訴手続き、判決の合法性審理、すべての死刑の減刑と恩赦の可能性）⁶に違反していると訴えています。アムネスティ インターナショナルは、以下のことを要求しています。

⁶ 1998年9月、日本政府の第4回定期報告書に対するフォーラム90のカウンターレポート。

- すべての刑の一時停止
- 死刑判決の減刑
- 執行の情報開示
- 恩赦出願手続きの見直し
- 法的援助へのアクセス拒否や虐待についての調査⁷

自由人権協会は、国連人権委員会に提出したレポートの中で、裁判の公平さに欠けると思われる点に言及し、ある一定の刑罰を死刑適用からはずすことを要求しています⁸。

NGOのなかからは、さらにマスコミが報復感情を煽るような報道をしていることと、非拘禁者との接触が一方通行状態のため、ジャーナリストはが死刑囚監房の状況を正しく把握していないという指摘がありました。また、執行一時停止法案の提出については現時点では困難なので、ロビイング活動と、法案の実現を目指し世論に働きかけるといことです。死刑議論で取ざたされる文化的要因に対する反論として次の提案がありました。

- まず、執行の実態を一般市民に知らせる
- 次に、NGOが再三指摘していることですが、死刑囚の処遇をより人道的にすること。社会から遮断し、孤立状態におくことは、一般市民も、国と一緒に、執行に荷担しているということになるのです。

なお、宗教界では、死刑に反対する各宗派を一つにまとめようという動きがあります。

被害者活動と被害者遺族

FIDHは、被害者遺族7名と被害者の権利擁護団体、全国犯罪被害者の会（2000年設立）のメンバーと面談しました。全国犯罪被害者の会は小さな被害者団体が集まってできた全国的な組織で、被害者支援と刑事司法手続きに参加する権利の確立を目指し、活動しています。長時間にわたる興味深い話し合いのなかで、被害者として法的に認定され続ける必要があることが強調されました。また、死刑囚が手厚い待遇を受けていること、現行の犯罪被害者等給付金制度が不十分であるとの批判もでました。遺族の報復感情は根強く、罰せられている加害者の姿を見たいという強い欲求、さらには、加害者の死刑執行スタートボタンのスイッチを押したいという、願望がすべての家族の口から、表明されました。全国犯罪被害者の会は、組織的にも、予算的にもしっかりしているという印象をうけました。

国連人権委員会は、国際人権規約の精神は、今では国際社会の周知の事実と認識しているようですが⁹、国際人権規約について正しい知識をもっているのは、人権擁護団体で、被害者遺族は知らないということをして来日して実感しました。国際人権基準とその機構、それが国内法とどう関わってくるのか等、質問がでました。これらの質問は、私たちにとっては希望の証で、今後、国際人権や、死刑には犯罪抑止力がないことなど、日本政府が、より一層の広報活動を展開するよう、要求します。

⁷ アムネスティ インターナショナル日本支部：The Death Penalty：Summary of Concerns，

1/10/97，ASA22/001/1997

⁸ 自由人権協会、日本の現在の人権資格に関するレポート、1998年10月。

⁹ 人権委員会最終所見：日本、1993年11月5日

2. 死刑制度

日本の法律

日本国憲法と最高裁判所の解釈

憲法は、直接死刑には言及していませんが、死刑廃止論者、死刑存置論者双方が議論の根拠とする規定があります。

(13条)「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。」

(31条)「何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。」

(36条)「公務員による拷問及び残虐な刑罰は絶対にこれを禁ずる。」

しかしながら、1948年、最高裁判所は、死刑は残酷でも珍しい刑罰でもなく、憲法には違反しないという判決を下しました¹⁰。憲法13条では、生命に対する国民の権利は、公共の福祉に反しない限り、尊重されなければならないとしています。最高裁判所は、死刑は公共の治安に対する予防的役割をもち、個人以上に社会全体を優先し、すなわち、死刑の続行は公共の治安につながると判示しました。そのため、死刑は36条には絶対違反しない、最高裁判所のこの解釈は現在でも、変わっていません。

1961年には、ある殺人事件で処刑方法(絞首刑)は、31条に違反しないという最高裁判所の判決がでました¹¹。処刑方法については法の規定がなく、絞首刑は、31条に違反するというのが弁護側の主張でした。これに対して、最高裁判所は、太政官布告65号¹²の絞首刑による執行を例に、この規定が現在でも効力を発生しているとして、合憲との判定を下しました。

最高裁判所はすべての裁判で、同様の解釈を表明し、安田好弘さんの話では、死刑廃止は政策あるいは法改正の結果であるべきであり、司法の決定によるべきではないというのが、最高裁判所の見解だそうです¹³。

死刑が適用される罪 (17罪、そのうち12罪は刑法の規定¹⁴)

¹⁰ 1948年(昭和23)大法廷. 判決の全文:

<http://courtdomino3.courts.go.jp/schanrei.insf/vm2/333BEBD2ECCECEC449256A850030AD87?OPENDOCUMENT>

¹¹ 1961年(昭和36)大法廷. 判決の全文:

<http://courtdomino3.courts.go.jp/schanrei.insf/vm2/333BEBD2ECCECEC449256A850030AD87?OPENDOCUMENT>

¹² 1873年(明治6年)発布.

¹³ 安田好弘、日本の死刑(未発表).

¹⁴ (77条): 国の統治機構を破壊し、又はその領土において国権を排除して権力を行使し、その他憲法の定める統治の基本秩序を壊乱することを目的として暴動をした者は、内乱の罪とし、次の区別に従って処断する。

1. 首謀者は死刑又は無期禁錮に処する。

(81条): 外国と通謀して日本国に対し武力を行使させた者は、死刑に処する。

(82条): 日本国に対して外国から武力の行使があったときに、これに加担して、その軍務に服し、その他これに軍事上の利益を与えた者は、死刑又は無期若しくは二年以上の懲役に処する。

(108条): 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑で焼損した者は、死刑

五つの罪は、特別法に規定されています¹⁵。

少年法は犯行時、18歳未満であった人には死刑を適用しないと規定しています。刑法は、精神障害者については、「心神喪失者の行為は罰しない。心神耗弱者の行為は、その刑を軽減する」（39条）と規定しています。

ロジャー・フード¹⁶によると、日本は、この30年来、死刑の適用罪を増やした21ヶ国中の一つで、その罪とは、「航空機を墜落させ、人を死亡させた罪」です。この点については、国連人権委員会が、日本政府の第4回定期報告書（1998年）の審査で、「日本政府の第3回定期報告書に対する我々の指摘にもかかわらず、日本は、死刑適用罪を減らしていない」として懸念を表明しています。現在、日本では、死刑になる犯罪のほとんどが、殺人か強盗殺人です¹⁷。

監獄法71条と72条には、「1. 死刑の執行は監獄内の刑場で為される。2. 祝日には執行しない。執行する時は、絞首後、死亡を確認し、さらに5分間絞首を継続した後、絞縄を解く」と規定しています。

日本の処刑方法は、絞首です¹⁸。執行するかどうか、人数は何人で、誰にするか、を決定するのは、法務大臣です。日本は、絞首が、他の方法と比べて、苦痛が少ないのかどうか、検討したことがありませ

又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

（117条）：火薬、ボイラーその他の激発すべき物を破裂させて、第百八条に規定する物又は他人の所有に係る第百九条に規定する物であつて、自己の所有に係る物又は第百十条に規定する物を損壊し、よつて公共の危険を生じさせた者も、同様とする。

（119条）：出水させて、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車又は鉱坑を侵害した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に処する。

（126条）：現に人がいる汽車又は電車を転覆させ、又は破壊した者は、無期若しくは三年以上の懲役に処する。現に人がいる艦船を転覆させ、沈没させ、又は破壊した者も、前項と同様とする。第二項の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期禁錮に処する。

（127条）：第百二十五条の罪を犯し、よつて汽車若しくは電車を転覆させ、若しくは破壊し、又は艦船を転覆させ、沈没させ、若しくは破壊した者も、前条の例による。

（146条）：水道により公衆に供給する飲料の浄水又はその水源に毒物その他人の健康を害すべき物を混入した者は、二年以上の有期懲役に処する、よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

（199条）：人を殺した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に処する。

（240条）：強盗が人を負傷させた時は無期又は七年以上の懲役に処し、死亡させた時は死刑又は無期懲役に処する。

（241条）：強盗が女子を強姦した時は、無期又は七年以上の懲役に処する。よつて女子を死亡させた時は、死刑又は無期懲役に処する。

¹⁵ — 人質にされている者を殺した時は、死刑又は無期懲役に処する。

— 決闘：死刑又は無期若しくは三年以上の懲役又は禁錮に処する。

— 爆発物使用：死刑又は無期若しくは七年以上の懲役又は禁錮に処する。

— 航行中の航空機を墜落させるなどの罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期若しくは七年以上の懲役に処する。

— 航空機の強取の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

¹⁶ Hood, R, *The Death Penalty: A Worldwide Perspective*. Oxford University Press, 2002, p.80.

¹⁷ 参照：安田好弘さんの話及び、欧州評議会のオブザーバー資格国の死刑廃止についての報告書

（レナート・ウォールペンド）Doc. 9115, 2001年6月7日。

¹⁸ 刑法11条。

ん¹⁹。執行により、刑が完了します。ですから、法務大臣の命令により、慎重に執り行われます²⁰。実際、死刑の準備には、2週間を要しますが、確定判決後、6ヶ月以内に命令し、その命令後、5日以内に執行することと²¹、規定されています。しかし、この規定は、守られていません。死刑囚の中には、30年以上、監房に拘禁されている人がいます。

逮捕から裁判までの状況、被告人と弁護人との接見制限など、公平な裁判とは言い難い、深刻な問題（処遇状況、執行の実態）が、ほかにもあります。

国際法

i. 国際連合

日本は、1979年6月、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下、「PIDCP」といいます）を批准しました。

PIDCP 6条²²の趣旨は、加盟国に対して死刑の廃止を強く示唆したものになっています。「本条は、死刑の廃止は望ましいことであるという意図を明瞭に掲げています。委員会は、廃止を目指す全ての手続きは、生命権行使への進展であるとみなします」。

“著しく重大な罪”の解釈については、死刑の適用はあくまでも、例外的な措置であるとして、適用に制限をさせています。また、死刑に直面している者の権利の保護を確保する国連保障原則には、“著しく重大な罪”とは、「死又は、重大な結果を招いた殺意のある犯罪以上のものを意味する」²³としています。

PIDCPの批准国として日本は、規約の審査機関である、国連人権委員会が指摘する事項に対し、国内法を国際規約に合致させるための改善策を定期的に報告する義務があります。

これまで、日本政府は、国連人権委員会に5回報告書を提出し（第5回報告書は2002年10月）、第1回から、第3回報告書では、日本の法制度における人権擁護の国際的側面について述べています。第3回報告書に対し、国連人権委員会は、死刑の廃止に向け具体的措置 — 死刑判決を著しく重大な罪に限定し、死刑囚の処遇を改善し、不当な取扱いチェック対策 — を講じるよう、日本政府に勧告しました²⁴。

国連人権委員会は、第4回報告書（1998）に対し、死刑の運用面で懸念を表明しました。「第3回報告書に対し、委員会が指摘した事項のほとんどに、具体策が講じられていない」。特に死刑適用犯罪が減少していないこと、死刑囚の生活条件として罰則規定が厳しすぎることで、死刑囚が十分な再審準備ができるよう、手続き上の保証を確立すること、自白偏重による極刑判決が多いこと、人身保護請求に

¹⁹ Hood, R, *The Death Penalty: A Worldwide Perspective*, p.97.

²⁰ 団藤重光、死刑廃止論、有斐閣、東京、2000、p.488.

²¹ 刑事訴訟法 476 条.

²² 人権条約機関により採択された全提言、所見集の6条に関する総合所見 6. 国連資料 HRI/GEN/Rev.1 alinea 6(1994)

²³ 1984年5月25日、経済社会理事会採択決議書 1984/50、原則1.

²⁴ 人権委員会最終所見：日本、1993年11月5日.

制約があること、以上懸念すべき問題点として列挙しています²⁵。

これに対し、日本政府は、十分な答弁をしないばかりか、第4回報告書に対する国連からの即時実施義務と、国内法に包含させる問題で日本政府が顕示した見解は、憂慮に値するとFIDHは考えます。つまり、憲法は日本の最高法規であり、PIDCPの規定に優先し、人権保障の範囲は規約とほぼ同様なものなので、両者に抵触の問題は生じない、というのが日本側の説明です。このことは、日本が人権面で適用するべき、実施義務を考えた場合、満足のいく説明ではありません。死刑囚の処遇や公平な裁判を受ける保証についての日本政府の解釈は、国際基準とは一致していないため、国内法の整備、又は、慣習の見直しをする点で、問題が発生しているのです。

国連の死刑に直面している者の権利の保護（原則）は、死刑判決が予測される事態に備え、手続き上の保証、なかでも、自動上訴権、死刑被疑又は被告人が各審毎に法的支援を受ける権利について定めています。

国連は、このほかにも、被拘禁者、殊に死刑囚に関する処遇を定めた条約を有しています²⁶。

日本は、1999年、国連拷問等廃止条約を批准しました。しかし、日本政府は、未だに、第1回報告書を提出していません。本条約1条は、次のように規定します。「『拷問』とは、身体的のものであるか精神的なものであるかを問わず、人に重い苦痛を故意に与える行為であって、本人若しくは第三者から情報若しくは自白を得ること、本人若しくは第三者が行ったか若しくはその疑いがある行為について本人を罰すること、本人若しくは第三者を脅迫し若しくは強要することその他これらに類することを目的として又は何らかの差別に基づく理由によって、かつ、公務員その他の公的資格で行動する者により又はその扇動により若しくはその同意若しくは黙認の下に行われるものをいう。『拷問』には、合法的な制裁の限りで苦痛が生ずること又は合法的な制裁に固有の若しくは付随する苦痛を与えることを含まない」。

i i . 欧州評議会²⁷

1996年、日本は、欧州評議会からオブザーバー国の資格を与えられました。資格に関する決議(93)26は、「人権と基本的自由の権威者である全ての者が、民主主義と法律の原則を享受する」と定めています。その後、欧州議員会議は、「死刑の適用が、非人間的かつ品位を傷つける取り扱いや拷問を受けない権利や生存権という、最も基本的な人権を侵害するとして、日本と米国は、オブザーバー資格に関する決議(93)26に違反していると判断しました。このため、欧州議員会議は、両国に対して、1) 執行を即告停止する、2) 全面廃止を目指し、必要な措置を講ずることを要求、つまり、拘禁性精神病者の救済、処遇の緊急改善、執行の情報開示、人権と自由の妨げになっている罰則の撤廃、死刑判決後の自動上訴制度など²⁸について言及しています。

欧州議員会議人権法制委員長ギュンナー・ヤンソンさんは、2001年2月、日本で調査を実施、その

²⁵ 人権委員会最終所見：日本，1998年11月19日。

²⁶ 拷問禁止に関するPIDCP7条，非拘禁者取扱のための国連基本原則(1990年12月14日決議書AGNU45/111)，すべての拘留又は拘禁されている者の国連保護原則(1998年12月9日AGNU決議43/173)，被拘禁者取扱のための最低規則決議(経済社会理事会決議書663C[XXIV]1957年7月31日及び2076[LXII]1977年5月13日。

²⁷ 詳細については資料4参照。

²⁸ 欧州評議会決議書1253(2001)：欧州評議会オブザーバー資格国における死刑廃止。

報告書をもと、オブザーバー資格国における死刑廃止のための報告書が2001年6月作成されました²⁹。これを受け、決議書1253(2001)が採択されました。

決議書の採択により、欧州議員会議は、日本の国会議員との対話を始めました。その一環として、共同開催による死刑廃止セミナーが、2002年5月、衆参両議員議長をはじめ、法務大臣ほか政府の閣僚が参加して、東京の参議院議員会館で開催されました。

欧州議員会議は、2003年1月1日までに、廃止に向けての明らかな進展がみられない場合、日本と米国のオブザーバー永久資格に異議を申し立てることを決定しました。その後、期限は、2003年4月に延長されました。

FIDHが、滞日中、会見した大半の人が、日本と米国のオブザーバー資格剥奪はないだろうと述べていました。日本は、海外から、近代民主国家として見られていることを重要視するあまり、オブザーバー資格に執着しているという意見もきかれました。

iii. 欧州連合

1991年以来、欧州連合と日本は政治的対話を続けており、その中には人権に関する対話も含まれています。その意味で、共同体法と本報告書は関わっています。1998年6月欧州連合が採択した死刑に関する基本方針及び、欧州連合と第三国との関係についての2001年6月25日の **General affairs Council** の結論に従い、死刑問題は、今後すべての会合で必ず議題に加えるべきだとしています。しかしながら、2003年5月1、2両日に行なわれた、欧州連合と日本のサミット会議では、死刑問題は取上げられなかった模様です。死刑制度廃止問題は欧州連合の優先課題であるにもかかわらず、どういう理由で話し合いがなされなかったのか、この事が何を意味するのか、追求する必要があると思われる。

iv. 国際刑事裁判所

国際刑事裁判所（以下、「ICC」という）の最近の動きは、2002年7月1日、資格が発効したことです。ICCに死刑はありません。国際刑法の最近の進展（なかでも、アドホック国際裁判所の資格）はICCの流れに沿っています。日本政府はこの好機に、ICCへの関心を示し、資格の条項と、難解な問題を含む国内法との適合性について検討することを宣言しました。民主国家日本が、ICCの締約国（2003年5月初旬での加盟国は89ヶ国）となることは、大きな進展の証であり、ひいては、死刑制度廃止への道へ通じるものと期待します。ICCは、ローマ会議において国内法の国内裁判所での適用(80条)を認めるという、妥協策を採用しました。

²⁹ 欧州評議会決議書1253(2001)。

3. 公平な裁判を受ける権利

1979年に日本が批准した世界人権宣言及び、市民的及び政治的権利に関する国際規約同様、憲法の中にも、公平な裁判についての規定があります。

(37条)「1. 全て刑事事件においては、被告人は公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する」。さらに、「3. 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができない時は、国でこれを附する。」と定めています。公平な裁判とは、独立して、公正な裁判、いかなる状況においても防御権が確保されていることを意味します。

日本の死刑囚は、課された刑罰の深刻さのわりに、憲法でいう正当な防御権を有していません。彼らが、独立した、公平な裁判所で判決を受けたかどうかとも問題ですが、それ以上に、捜査段階で、防御権がごとくとく、ないがしろにされていることは、大問題です。

A. 不十分な手続き的保証

日本では、死刑事件で起訴された被疑者が、検察官の指揮で、刑事により取り調べられる間、手続き的保証が一切ありません。ですから、他の軽犯罪の被疑者とかわりなく、裁判に臨むことになります。

第一審

刑事裁判の第一審は、日本全国50ヶ所にある3人の裁判官で構成される地方裁判所です。日弁連は、死刑が問題となる深刻な事件には、陪審員制度を導入することを提唱していますが、未だに満足のいく対応はありません。

刑事裁判手続きは、告発方式で、弁護人には弁護の準備に必要な被疑者に関する警察記録へアクセスする権利がありません。つまり、被疑者自ら、自分の無実をはらすため、あるいは、情状酌量を勝ち取るために、自費で弁護士を雇い、証拠集めをしなければならないのです。資力の乏しい被疑者には無理なことです。

上訴権

被告人は、高等裁判所に控訴する権利がありますが、検察官にも上訴権があります。牧野正さんは、控訴後、国選弁護人が選任される前に控訴を取り下げてしまったため、第一審のみの判決で、1993年、死刑が確定してしまいました。また、袴田巖さんは、2002年9月18日、弁護人の再審手続き中に、処刑されました。

死刑被告人の自動上訴制度の導入は、国連保護原則、死刑に直面している者の権利の保障³⁰でも提唱され、市民団体、なかでも、自由人権協会も、要請しています。欧州評議会議員総会は自動上訴制度の欠

³⁰ 1984年5月25日、経済社会理事会採択の死刑に直面している者の権利の保護を確保する保障規定決議書1984/50, 6項: 「すべての死刑判決を言い渡された者は、上級審へ上訴する権利をもち、**上訴権が義務的となるよう措置を講じなければならない**。(太字部分は追加)

如を批判しています。³¹

最高裁判所は、終審裁判所で、明らかな誤審の場合を除き、事実審理ではなく、法令違反を審理します。最高裁判所は、これまでに何度も、死刑の合憲性³²を判示しているので、死刑判決が破棄されることは、稀有なことです。最高裁判所の刑が下ると、死刑判決は、確定します。死刑被告人は、死刑確定囚となり、しばしば、依然と同じ拘置所内の、特殊な独房に移送されます。東京拘置所などのように、いわゆる刑務所ではなく、未決囚と同じ拘置所に拘禁されます。

死刑判決確定後の防御権

死刑確定者には、2つの防御手段があります。まず、最高裁判所に再審請求することです。再審請求には、無実を証明する新たな証拠が発見されたり、原判決が依拠した証拠が間違いであることが証明されたりと、厳しい要件が必要になります。再審は何度も請求できますが、再審請求が認められるケースはきわめて稀です。免田栄さんは、6度目の再審でやっと無実が証明され、自由の身になる迄34年間で、牢獄で過ごしました。ほかにも長い投獄生活の後、再審を勝ち取った人が3名います。

次に、恩赦を出願する権利がありますが、1945年以降、減刑になったのは3名で、1975年を最後に、死刑確定者の恩赦による減刑の例はありません。

しかし、再審請求中であつたり、恩赦出願中であっても、執行の妨げにはなりません。私たちが面談した、法務省当局の役人は、これらの手続きは、法務大臣が執行命令を出す前の、単なる「考慮すべき事柄」にすぎないと述べました。

この点は国連の保証規定8条の、「上訴、再審請求中、恩赦、減刑申し出中に、死刑を執行してはならない」に違反します。さらに、再審請求、恩赦願いの審理に要する期間は長いため、日本国憲法、または、PIDCP 14条3項が定める「迅速な裁判」にあたりません。国連人権委員会規約14条13項は、被告人が、各審（第一審、控訴審など）で「不当に遅延することなく」裁判を受ける権利を保障しています。

日本では、大多数の死刑囚が長期間、拘禁されています。

近藤清吉さん

1974年3月29日、福島地裁にて死刑判決
1977年6月28日、仙台高裁
1980年4月25日、最高裁にて死刑確定
1993年3月26日、仙台拘置所にて執行
20年近い拘禁生活

立川修二郎さん

1976年2月18日、松山地裁にて死刑判決
1979年12月18日、高松高裁
1981年6月26日、最高裁にて死刑確定

³¹ 欧州評議会決議書1253（2001），5項：欧州評議会オブザーバー資格国における死刑廃止。

³² Seizelet, E. Justice et Magistrature au Japon 日本の正義と司法官, p.71.

1993年3月26日、大阪拘置所にて執行
17年拘禁生活

B 防御権

憲法は、法治国家における防御権の重要性を厳粛に定めています。（34条）「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留又は、拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。」

この規定は、とりわけ、死刑事件の被告人には、重要な意味をもっています。ところが、公判で、被告人が弁護人を持つ権利はあっても、逮捕から起訴される迄は認められていません。

代用監獄に留置される被疑者

刑事訴訟法（199条、205条）は、「逮捕状のた被疑者は、身柄を拘束されてから、72時間以内に検察官のもとへ送致される。検察官は、被疑者に弁護の機会を与え、留置の必要がある時は、被疑者の勾留を裁判官に請求し、その必要がない時は、直ちに釈放しなければならない。」と定めています。勾留は、10日以内と決まっていますが、さらに、10日、時には15日延長されます。取り調べ中に別件で逮捕されると、さらに、勾留は伸びます。

日本の現行法は、予め用意された嫌疑を有罪推定で被疑者にきせ、捜査活動上必要として、長期間勾留することを認めているのです。

起訴前の勾留は、本来ならば、刑務所で行なわれるべきですが、実際には、警察の留置場で行われています。刑務所に空き部屋がないというのが、公式な理由ですが、監獄法の制定（1908年）以来、警察署の中に留置場が設けられ、ここで長時間にわたり、被疑者に嫌疑がかけられます。刑事訴訟法64条は、裁判官が勾留状の中で、「引致すべき場所又は勾留すべき監獄」を警察署（代用監獄）と指示し、監獄法1条3で定める「警察署が附属する留置場はこれを監獄に代用することを得、」に従い、被疑者は代用監獄で取り調べを受けるのです。

日本政府の話では、毎年、9万人がこのようなかたちで、平均20日間以上、拘禁されるとのことです。

被疑者に、勾留の理由の説明はなく、無実を証明する証拠物件へのアクセスは許されていません。日夜、警察官の監視の目に晒されます。取り調べは、毎日長時間にわたり、居房に戻っても、監視され、薄暗い居房では、座ることが規則で、勝手に歩いたり、横になったり、他の被疑者と言葉を交わすことは許されません。取り調べ以外で居房を離れるのは、1週間に1回、15分の入浴と、せいぜい、10平方メートルの警察署内の空間で15分“運動”する時だけです。

検察と警察は、自白を誘導するために、被疑者と外部との接触をことごとく制限します。この点は、まさしく、非人間的な取り扱いに相当します。また、PIDCP14条3項にある、「すべての者は、自己に不利益な供述又は有罪の自白を強要されないこと、このような方法又は他の強制により得られた供述は、すべて無効としなければならない」³³に違反しています。さらに、勾留されているすべての人に

³³ 1984年4月13日、人権条約委員会総合所見14項：被告は、自己に不利益な供述又は有罪の自白を強要されないこと、このような方法又は他の強制により得られた供述は、すべて無効であると、法律で規定しなければならない

対して、「勾留又は拘禁中に自白を強要されたり、嫌疑をかけられたり、無理な供述をさせられないこと」と定めています³⁴。

憲法38条は、黙秘権を保証し、「強制、拷問若しくは、脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。」と定め、刑事訴訟法319条も、「被告人は、公判における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない」と定めているにもかかわらず、代用監獄は、被疑者に自白を強要する温床となっているのです。

次から次と休みなく、複数の捜査官による取り調べは自白を得るため、時には、暴力、脅迫、身体への暴行を供います。取り調べが何時間続き、何日続くのかは、捜査官の一存で決まります。この状況が何週間も続くのです。さらに、弁護人の助言を受けることはできません。憲法や刑事訴訟法では、資力に欠ける人に国選弁護人制度を設けていますが、その選任は裁判所が行うことになっているので、事実上、公訴の提起を意味することになるので、“取り調べ”には、該当しません。こうして、被疑者は、長期間法的援助を受けられないまま、一人で劣悪な環境に晒されることとなります。

1990年、日弁連は、代用監獄に勾留された被疑者のために、無料の当番弁護士制度を導入しました。法律扶助協会によると、1999年には3876人がこの制度を利用しました。当番弁護士制度ができる前は、数人の弁護士が時折、交代で助言をしていました。

多くの被疑者はこの制度を知らず、起訴されています。日弁連が死刑確定囚56名に対し、1992年実施した調査によると、裁判所から国選弁護人が選任されるまで、つまり、被疑者段階で、法的援助者を持たなかった人が、26名、弁護士を依頼できることを知らなかった人が25名いました。このうちの18名が、起訴前に、弁護人からのアドバイスがあったら、その後の裁判内容に影響しただろうと答えています。

しかし、当番弁護士制度は、無料奉仕の弁護人には、大きな負担となっています。遠路、留置場まで出向いても、取り調べを理由に接見を長時間待たされたり、嫌疑内容に関わる資料へのアクセスが許されなかったりします。ですから、法的援助と言っても、特に精神面に限られてしまいます。このことはPIDCP14条3項の「刑事事件の被疑者はすべて、弁護に十分な時間と必要な便宜を与えられる権利をもつ」に違反しているように思われます。『便宜』とは、調書又は、弁護に必要な証拠へのアクセス、及び自分の選択による助言者を雇い、連絡を取ることを意味します³⁵。

刑事訴訟法39条2項は、捜査官（司法警察官と検察官）が「捜査の必要上」、弁護人との接見を制限する事ができると定めているため、接見が許可されても、わずか15分に短縮させられたりします。最高裁判所は、「捜査の必要」は、取り調べの間だけでなく、取り調べ前であってもこの恣意的不許可は合法であるとの判断を示しました（1991年5月）。刑事訴訟法319条が「自白が自己に対する不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない」と定めているにもかかわらず、強要された自白をもとに、死刑判決が言い渡されているのです。1999年に発足した司法制度改革委員会は、自白強要防止策として、取り調べを録画することを要求しています。

代用監獄は、これまでも日弁連、自由人権協会などから数多くの批判を浴びています。1988年11月、FIDHは、日弁連の依頼により、調査団を送りました。逮捕後も、取り調べが警察署で行われる事は、PIDCP又は、日本国憲法が規定する、公平な裁判の原則 — 無罪推定、黙秘権、弁護権欠

³⁴ すべての拘留又は拘禁されている者の国連保護原則21条, 1998年12月9日.

³⁵ 人権委員会総合所見13, 14項, 1984年4月13日.

如、残虐かつ非人間的な取扱い— に著しく抵触していると 当時の報告書は断言しています。国際法曹協会 I B A は、1994年9月に日本で実施した調査報告書の中で、代用監獄を糾弾しました。

1998年日本政府の報告書に対するコメントのなかで、国連人権委員会は、次のように憂慮を表明しています。「被疑者を連続23日間勾留するのは長すぎます。被疑者は、警察の管理下ではなく、司法の保護下に置かれるべきです。刑事訴訟法39条3項が、被疑者と弁護人の接見制限、拘束中の仮釈放不許可、取り調べにかかる時間の規定の欠如などを認めていることは、国際人権規約9条、10条、14条に違反しています」。

この点につき、日本政府は、代用監獄制度は合法であり、勾留と延長の決定権は、裁判官と弁護人の反対尋問の結果であるべきだという事実を踏みにじり、裁判官の裁量によるとして、この制度を正当化しています。1993年と1998年の日本政府の報告書では、捜査官が被疑者の私生活に関与できないよう、捜査と留置は完璧に分離されていると主張しました。しかし、捜査と留置が同一場所で実施されるという事は、政府の言う、分離にはあてはまりません。

政府は、仮に代用監獄を廃止し、新たに刑務所を建設するとなると、多大な負担が国民にかかるとして、存続を主張します。さらに、代用監獄内には、最近冷暖房が設置され、また被疑者の自宅から近いこと、長時間にわたる取り調べはしておらず、司法警察官は人権教育を受けているので暴行は加えていない」と強調します。

F I D H は、長期間にわたり、被疑者に圧力をかける、この制度は、冤罪、誤審の温床となっており、死刑事件に至っては、誠に悲惨な結末を招いてしまうと考えます。

免田栄さんは、1948年12月、強盗容疑で逮捕され、人吉警察署で丸4日間徹夜で拷問を受けました。死刑判決後、6回目の再審で無実が証明され、死刑確定から12599日後の1983年、釈放されました。谷口繁義さんは、4ヶ月間、続いた取り調べで、自白を強要され、1957年1月、死刑確定後、10412日後の1984年3月、釈放されました。

第一審と上告審の間の無料弁護人制度

先述したとおり、憲法は、被告人は、弁護人を依頼する権利を有すると規定しています。しかし、実状は、被告人が自費で弁護人を雇う場合を別にして、控訴又は上告してから、国選弁護人が選任されるまでの間、弁護人の存在しない状況が発生します。さらに、判決が確定すると、再審請求をしない限り、自動的に防御権が行使されるというシステムがありません。しかも、再審請求で選任された弁護人と被告人との面会には、拘置所職員が立ち会うので内密な話ができません。これは、P I D C P 14条3b（被告人と弁護人の秘密交通権）及び、「被告人と弁護人の秘密交通権は完全に尊重されなければならない」と規定する、1984年4月13日の国連附則に違反するものです。また、すべての勾留又は拘禁されている者の国連保護原則18条³⁶は、「勾留又は拘禁中の被告が弁護人に、監視のないところで接見する権利は公の秩序あるいは、治安を確保するための法律に規定された特別な状況を除き、いかなる中断、制限の対象となってはならない。... 面会の監督は会話の聞こえぬ位置での監視に留め、会話内容は聴取してはならない」と定めています。日本では、外国人の被告人が看守の理解しない言葉を話し

³⁶ 1998年12月9日AGNU決議43/173.

てはならない、とする規則が示すように、弁護人との接見に必ず、看守が立ち会います。³⁷

司法権の独立

憲法76条は、「すべての裁判官は、その良心に従い、独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。」と定めています。しかし、裁判官の能力が批判されることは稀でも、独立性は大いに問題になっています。

日本の法制度は厳格な階級制で、内閣により任命される最高裁判所裁判官の指揮下にあります。日弁連の報告書³⁸と自由人権協会の声明³⁹は、法制度の独立性の欠如の例として、最高裁判所の15名の裁判官は内閣が任命し、最高裁判所長官は、内閣の使命により、天皇が任命する（憲法79条）ことをあげています。さらに、憲法は最高裁判所の裁判官は、任命後、初めて行なわれる衆議院議員総選挙で国民の審査に附されると規定していますが、この審査にどの程度の効力があるのかは疑問です。下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名により内閣が任命しますが、この名簿が拒否されたことはありません。裁判官の任期は10年、彼らの再任だけでなく、職務、報酬についても、最高裁判所が決定します。最高裁判所は、日本の司法権の最高機関であり、その裁判官が、内閣から任命されるわけですから、内閣の支配下にあるということです。

日弁連⁴⁰によると、最高裁判所の事務局は、全国の裁判所に関する情報を一括し、裁判官の職務、報酬などの個人情報の詳細に内閣に報告する権限をもっています。つまり、事務局は、最高裁判所の審議会で指導的役割をもち、司法行政の監督を司っているところなのです。

この厳格な階級制度は、裁判官の政府順応主義を強化し、検察官は法務省の代表になります。検事総長、検事長、検事正は法務省の管轄のもと、検察庁を代表します。検察官は絶対的訴追裁量権をもっており、個人が検察官に対し、異議申立て、損害賠償請求の申し立てをすることはできません。検察官は、自らの裁量で、被疑者の起訴、警察に取り調べを指揮する権利をもっています。

彼らの権威と威厳は、有罪率の高さに説明されますが、日本では、起訴されると、約99%が有罪になり、つまり、このとは無罪の可能性がゼロに近いということを意味します。弁護士に残された余地は、最終弁論で情状酌量をきりだすほかになにもありません。検察から有罪で起訴されると、有罪判決がでます。控訴、上告審で、裁判官が判決を覆す事は稀です。このように、日本でも、ほかの国々と同じく、無実の人が処刑されることがあるのです。

³⁷ 海渡雄一, Japan in Van Zyl Smit, D. and Dünkel, F. [Eds] Imprisonment today and tomorrow : International perspectives on prisoners' rights and prison conditions, p.433.

³⁸ 日弁連が国連人権センターへ提出した裁判官の独立と弁護活動の保護に関する報告書、1991年6月.

³⁹ 英語のサイト参照 : http://village.infoweb.ne.jp/~jclu/katsudou/universal_principle/articles/313teranishi.html

⁴⁰ 日弁連が国連人権センターへ提出した裁判官の独立と弁護活動の保護に関する報告書、1991年6月.

4. 死刑囚の拘禁状況：残虐、非人間的かつ、品位を傷つける取扱い

FIDHは、東京拘置所を訪れ、所長と刑務官と会見しました。「東京拘置所」ガイドには、拘置所の歴史、機構、運営のほか、収容者の統計が紹介されています。東京拘置所は、1937年5月に建てられ、来年、同じ敷地内に新舎が完成します。全国7ヶ所ある刑場を備えた拘置所⁴¹の中で、東京が最大のもので、全国で死刑宣告を受けた人は、110名、そのうち54名は死刑が確定した人です。1993年以来、43名が処刑されました。

収容者との面会、死刑独居房、刑場、安全地帯への立ち入りは許可されませんでした。これまでも、欧州評議会の幹部⁴²や日本の国会議員でさえ、視察は拒否されています。理由は、105%の過密状態で、空いている居房がないということでした。

拘置所には、現在、31名の確定死刑囚、つまり、毎日、死刑台へ送られる恐怖に怯えている人がおり、そのうちの30名が、控訴審又は上告審の判決を待っています。確定死刑囚31名⁴³のうち12名は、拘置所生活5年以内、14名が6年から15年、5名が15年以上になります。所長は、一人一人の正確な年数については、コメントを拒否し、死刑未決囚についても同様に拒否しました。すくなくとも、断言できることは、5名がこれまで5475回、今日が人生最期の日になるのでは、という恐怖の中で、毎朝目を覚ました、という事実です。

未決囚の処遇

日本の刑務所生活、とりわけ、死刑囚の生活状況は、過酷で非人間的だという、多くの証言があります。死刑未決囚といえども、全員、例外なく、拘置所内の特別房に監禁されています。一日の大半を外部との接触を断たれ、閉じ込められたまま過ごします。独房は、5平方メートルで、洗面台、トイレ、机が備わっています。「衣類と寝具は個人で用意します」。⁴⁴ 必要品を自分で用意するということは、つまり、家族、友人、支援者からの差し入れに頼ることになります。⁴⁵

独房内であっても、行動が制限されます。勝手に歩いたり、横になったりはできません。定位置に座ることが規則です。規則違反は罰せられます。「死刑囚は動物園の動物以下の待遇を強いられています」。⁴⁶ 「広島拘置所では、ある囚人が、布団に肘をついて新聞を読んだだけで、罰せられました」。⁴⁷ 死刑独居房では、自殺防止を理由に、ありとあらゆる不自由が強いられ、24時間、テレビカメラが監視します。

独房内の照明は、看守が調節します。囚人が、消灯前に消したり、時間前に灯けることはできません。照明は弱くはなっても、完全に消えることはありません。窓には、鉄格子と穴あき鉄板があり、通風性は一般房の200分の一、採光性は5分の一です。⁴⁸ 大半の拘置所には、暖房はなく、冷房はどこにも

⁴¹ 札幌、宮城、東京、名古屋、大阪、広島、福岡の7ヶ所。

⁴² 脚注2と3参照。

⁴³ 死刑被告人は死刑の確定前は、未決囚とみなされる。

⁴⁴ 東京拘置所ガイドに記載してある規則。

⁴⁵ FIDHが会ったある国会議員は、ある死刑囚に個人的に5千円寄付しました。

⁴⁶ 海渡雄一, Japan in Van Zyl Smit, D. and Dünkel, F. [Eds] Imprisonment today and tomorrow : International perspectives on prisoners' rights and prison conditions.

⁴⁷ 監獄人権センター、1998、28。

⁴⁸ フォーラム90、隠されている日本の死刑

ないので、健康への直接の害が予想されます。⁴⁹

唯一許されている外部との交通は手紙と面会です。どの拘置所でも、電話は許されず、担当弁護士を除き、面会は一日一回、一度に3人までです。面会時間は、9時から17時まで、面会室（5m x 10m）の遮蔽版越しに話をします。時間は30分までですが、看守の一存で、5分で打ちきられる事もあります。面会には、看守が立ち会い、会話の内容は記録されます。看守の知らない言葉で話すことはできません。「法的資格」⁵⁰をもつ弁護人とは監視の立ち会いなしに面会できます。しかし、再審請求、恩赦出願⁵¹の相談を弁護士とする時を除きます。取材目的のジャーナリストとの面会はできません。面会は、先着順なので、当日、例えば、教誨師にしろ、友人にしろ、事件に関心をもつ法学部の学生が面会に来た後、家族が来た場合、帰されてしまいます。教誨師は、前もって許可を得ている人だけ、面会でき、別の教誨師が、正式な面会希望届を出しても、断られる事があります。死刑反対を公言したために、面会を拒否されたシスターに、実際、私たちは会いました。

手紙は、本来誰にでも出せますが、一日一通、便箋7枚までという制限があります。受信には、制限はありませんが、発受信ともに、検閲されます。適切でないと判断されると、内容を書き直されるか、黒く塗りつぶされます。この点は、「被告人は、本、雑誌、新聞の内容が所内の安全、規則、行政目的に適うものであるという、条件付きで読むことができます」。⁵² 筆記用具は厳しく検査され、コンピューターやコピーの使用はできません。私物の数には、制限があります。このことは、公判準備の裁判資料に制限がなされるということなので、被告の防御権で問題になります。裁判所は、罪証隠滅、歪曲の恐れがあるとして、弁護士以外、親族であっても、面会、通信を恣意的に禁止することができます。このことは、刑の確定前の被告人を一層孤立させることになります。公的文書には、「すべての書簡は、発受信ともに検閲の対象になります。被告人は、看守の立ち会いのもと、面会人と面会室で会うことができます。被告人は、担当弁護士とは、看守の立ち会いなしに会うことができます」⁵³と明記しています。

未決囚は、このように厳しい日課を強いられ、裁判の準備に、十分な時間をかけることはできません。少し時間に遅れただけで、罰則の対象になります。これらの規則は1908年発布され、その後、通達や法務省の規則により、改正された監獄法が基本です。全国の拘置所には、独自の内規があり、「拘置所生活の手引き」⁵⁴に記載されています。この内規は部外秘です。これは、国連被拘禁者処遇最低基準規則29条「処罰の対象となる行為が発生した場合、処罰の種類と期間は必ず、法律又は、関係当局が定める規則が定める」。また、31条には、「罰則規定は、公表しなければならない。」と明記しています。

例えば、被告人が看守に命令の説明を求めること事態が、抗弁と受けとられ、罰せられます。⁵⁵

⁴⁹ 後述の医療処遇参照。

⁵⁰ 裁判でクライアントの代理をする。

⁵¹ 後述の上訴権参照。

⁵² 東京拘置所ガイドに記載してある規則。

⁵³ 海渡雄一、Japan in Van Zyl Smit, D. and Dünkel, F. [Eds] Imprisonment today and tomorrow : International perspectives on prisoners' rights and prison conditions, , 日本の拘禁状況、Human Rights Watch, 1995.

⁵⁴ 海渡雄一、p.433.

⁵⁵ 海渡雄一、p.433.

拘置所の一日のスケジュール

起床	7時 ⁵⁶
点検	7時15分
朝食	7時25分
昼食	11時50分
夕食	16時20分
点検	16時40分
自由時間	17時
就寝	21時

食事は、味、量ともに、個人により評価はまちまちですが、主食は7割が米、3割が麺類というのが規則です。カロリー量は、請願作業に応じて決まります。おかずは、栄養のバランスを考えて作られています。一律、1020カロリーです。祝日と収容者の誕生日には、普通食に60円加算、元旦には、250円加算されます⁵⁷。果物と生野菜不足のため、ビタミン類が不足します。「食料品や必需品は、内規と衛生基準の範囲内で、自費で購入できる」⁵⁸とありますが、たいていの人は、お金がなく、それもできません。規則上、差し入れが許されても、拒否されることが実際にあります。度々批判を浴びる、9時間で3食を食べるという日課は、厳しいというより、単に不自然です。食事は独居房内でとります。

未決囚は、他の収容者と一緒に、請願作業に従事します。「縫製、紙細工作り、工事、... 所内の厨房作業、掃除、洗濯などです」。⁵⁹ 月額5千円の作業賞与金が与えられますが、最近は、減額されました。

「決められた作業をする以外の動作をする時は、手を挙げ、看守の許可を得なければなりません。たとえば、それが1メートル先にある物を拾う場合でも、この規則に従わなければなりません。これは、作業内容について質問したり、トイレに行く時も同様です。目をそらしたり、一言、言うだけで、罰せられます」。⁶⁰ 言葉を交わすことや、目の動作まで規制されます。独居内でも、トイレに行く回数、黙想の義務、姿勢など、行動の制限があります。「起床から夕食後の点検まで、収容者は、房内を自由に歩くことはできず、指定された場所で、安座しなければなりません。独り言を言うことも、歌うことも、発生することすら、禁止されています」。⁶¹

入浴は夏、週3回、夏以外は、週2回、入浴時間は衣類の脱着も含めて、15分です。拘置所は、運動後の入浴を許可していると言いますが、実際は、必ずしも、運動日と入浴の日が重なっていません。房外の運動は、1回30分、冬は、週3回できます。運動場といっても、コンクリート製の広さ2メートルx5メートルで、靴は不可、サンダルは許可されます。看守が常に見張っています。使用できる運動用具は、縄跳び用のロープだけです。「収容者は、居房内外で運動をすることができます」。⁶²

「健康診断は、医療専門職員が、被拘禁者の身体的精神的な問題を察知し、適切な医療を施すことができるよう、定期的に行われます。希望者へは、診察が許されます」。⁶³ しかし、定期診断、眼鏡、入れ

⁵⁶ 祝祭日は7時30分起床。

⁵⁷ 東京拘置所ガイド。

⁵⁸ 東京拘置所ガイド。

⁵⁹ 海渡雄一、p.433。

⁶⁰ 海渡雄一、p.433。

⁶¹ 安田好弘、日本の死刑（未発表）。

⁶² 東京拘置所ガイド。

⁶³ 東京拘置所ガイド。

歯等、有料のようです。ですから、受診することは、贅沢なことになり、断念せざるをえません。このことは、国連被拘禁者保護原則24条にある、「被拘禁者は、誰でも、必要な時、医学的診察が、提供されなければならない。これらの診察、治療は無料でなければならない」に違反します。

公文書の中身とは異なり、FIDHが会った多くの人たちは、「運動、ビタミン不足、医療体制の不備から、大半の人が、健康の悪化を訴え、腰痛、虫歯、歯槽膿漏、視力減退、拘禁ノイローゼに悩まされています」。⁶⁴ 「長い間、同じ姿勢でじっとすることを強制されるため、背中の痛み⁶⁵を訴える人もいます。健康を害した人のなかには、適切な看護を受けられなかったり、通気性の悪い居房内の温度が上がりすぎて、死んだ人もいます」。⁶⁶ 本来は、「収容者の外部病院での診察の決定権は、拘置所長にある」⁶⁷となっていますが、収容者が、受診を願いでも、聞き入れてもらえないことが、よくあります。このことは、国連被拘禁者保護原則9条、「収容者は、いかなる法的身分であっても、差別なく、その国の医療サービスを受けることができる。」に違反します。

昨今、自殺が取ざたされていますが、この問題について、海渡さんは、「規則が厳しく、他の収容者や看守との人間的な接触がないことにくわえ、拘置所の内規がひどい」⁶⁸ことが原因だと、語ってくれました。この指摘は、死刑被告人にもあてはまることで、少しでも苦情を言おうものなら、自分の罪を省みない、“どうしようもない”人間、所内の原則と秩序を乱す危険分子とみなされてしまいます。

確定囚の処遇

死刑確定囚は、監獄法1条1項4号⁶⁹の定めにより、拘置監に拘禁されます。彼らは、外部世界だけでなく、所内のあらゆる接触を遮断されます。運動、入浴、医療などは、未決者と同様ですが、大きな違いは、起床から就寝まで、さらに、厳しい監視下に置かれるということです。親族、弁護士との面会、運動、入浴以外、独房を離れることはありません。房内の行動は常に監視され、細かい行動チェックがなされます。例えば壁に寄りかかることは許されず、座った状態を保たなければなりません。同じ姿勢を長時間保つことが、精神的肉体的健康に重大な害を及ぼす恐れがあることは、明らかな事実です。このことは、日本が署名した、市民的及び政治的権利に関する国際規約7条と10条に明らかに違反します。

確定囚は、刑場のある拘置所の独房に拘禁されます。長期間の拘禁が市民的及び政治的権利に関する国際規約7条と10条⁷⁰に違反することは先述したとおりです。国連の被拘禁者取扱いのための基本原則には、「独房の廃止又は、刑罰適用を制限するための努力を実行し、奨励すべき」⁷¹としています。国連の人権委員会もまた、「受刑者に長期間の独居勾留を強いることは、市民的及び政治的権利に関する国際規約7条が禁ずる行為に相当する。万一、死刑を適用し、執行をする場合は、精神的身体的苦痛を、最

⁶⁴ フォーラム90、隠されている日本の死刑、p.7.

⁶⁵ 安田好弘、日本の死刑（未発表）.

⁶⁶ 海渡雄一、p.430.

⁶⁷ 監獄人権センター、1998、20.

⁶⁸ 海渡雄一、p.427.

⁶⁹ 「監獄は四種とす。4. 拘置監：刑事被告人、拘禁許可状、仮拘禁許可状又は、拘禁状に依り監獄に留置したる者及び死刑の言渡しを受けたる者を拘禁する所とす」.

⁷⁰ 市民的及び政治的権利に関する国際規約7条：何人も拷問又は残虐な、非人間的若しくは品位を傷つける刑罰又は、取扱いを受けない。同19条1項：自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。

⁷¹ 非拘禁者取扱最低原則、UNGA45/111、1990年12月14日、7節.

小限にしなければならない」と規定しています。⁷²

欧州評議会のオブザーバー資格国の死刑廃止についての報告書のなかで、レナート・ウオールベンドさんは、「日本の被拘禁者の完全隔離は、まさに、そのこと自体が、非人間的、品位を傷つける取扱いです」と述べています。死刑囚監房は、広さが5平方メートル、トイレ、洗面台、机が備わっています。布団をしまう押し入れはなく、私物は多少許可されますが、狭いので、動ける空間はごくわずかです。他の死刑囚や職員との接触、会話は一切禁じられていますので、死刑囚はますます、孤立します。東京拘置所長は、「死刑囚用の特別な居房はありません。すべて、一般房を改造したもので、所内のあちこちに点在しています。妥当な拘留状況維持のため、自殺防止用にテレビカメラが設置してあります。居房内の照明は消してはならないというのが規則です」。

監獄法⁷³は、確定囚の処遇は未決囚に準ずる、と定めていますが、確定囚の外部交通は、一段と厳しく制限されます。東京拘置所長の話では、「原則として、親族、弁護士に会うことができ、秘密交通権は保持されます。家族、親戚、支援者のいない人の交通権を拡大することも可能です」とのことでしたが、実際、死刑囚が会えるのは、親族、許可された弁護士、教誨師だけです。家族との関係が疎遠になり、社会との交流のない人もいます。支援者が養子縁組をするケースもありますが、面会、文通がなかなか認められないのが、現状です。⁷⁴友人やジャーナリストとの面会、文通は許されません。「心情安定」によくないという理由で、交流が全面的に禁止されることもあります。処刑の日まで、誰とも一言も言葉を交わさず、執行された人もいます。

弁護士は、原則として、9時から17時の間、食事時間を除き、いつでも面会できます。「再審請求中でない死刑囚であっても、弁護人に正当な理由があれば、面会は許可されます。ただし、死刑囚の心の平穏を乱すような理由は拒否されます」。⁷⁵希望すれば、教誨師に月に一回会うことができます。弁護士、教誨師との面会は厳しく監視されます。そのため、再審請求について、内密な話をしたり、処遇についての情報の発信はできません。死刑囚が再審を依頼しようとした弁護士との面会が拒否されたこともあります。⁷⁶

再審について文通できるのは、親族と弁護士だけです。内規には、職員による手紙の検閲を規定しています。このなかには、もちろん弁護士との内密な話も含まれます。「あくまでも、死刑囚の心理状態を知るため」⁷⁷と、受信の手紙については、「死刑囚の心情の安定のため」⁷⁸と、東京拘置所長は言います。独房では、読書は認められていますが、すべて検閲されます。「一部のテレビ番組とビデオを見ることができます。独房では、ラジオを聞くこともできます」。⁷⁹以上の厳しい制限は死刑囚の心情安定のためといわれていますが、実は、死刑囚から生きる希望を奪い、死を運命として受け入れるよう、しむけているのです。⁸⁰この極度の制限が内外の多くの組織から、非難されていることはいうまでもありません。1998年日本政府の報告書の審査の中で、国連は、「外部交通権の著しい制限と執行の告

⁷² 国連人権委員会総合所見 20、6 節、1992 年 3 月 10 日。

⁷³ 監獄法 9 条。

⁷⁴ 益永さんの例。

⁷⁵ 東京拘置所長の話。

⁷⁶ フォーラム 90、隠されている日本の死刑、p.8。

⁷⁷ 東京拘置所長の話。

⁷⁸ 東京拘置所長の話。

⁷⁹ 東京拘置所長の話。

⁸⁰ 安田好弘、日本の死刑（未発表）。

知が事前に家族にされないという事実は、規約に違反する」と述べています。

欧州評議会のオブザーバー資格国の死刑廃止についての報告書のなかで、レナート・ウオールベンドさんは、「死刑に対する日本の法務省の公式な見解は、つまり、死刑囚の「心情の安定」のためという考えは、非常に残酷で日本的な一面があります。執行前に心情の安定を保つということは、死ぬ準備をし、受け入れ、さらには、執行を望むということを要求しているわけです。彼らが生き続けることを信じ、希望するのではなく、自分が死ぬことで罪の償いをし、自分の死を受け入れ、死ぬことだけに専念すべきだということです」。

確定囚の日課は、未決囚とほとんど、同様です。⁸¹大きな違いは、ほぼ終日、一年365日、閉じ込められ、人と話すことを禁じられ、行動制限され、時には、革手錠をまきつけられることがあることです。食事も独房で一人です。希望すれば、請願作業もできますが、独房で座ったままですることになります。紙袋作りや小物作りでわずかな収入を得ることができます。入浴、運動も一人です。「房外の中庭で走ったり、ボール遊びをすることができます」。⁸²

医療体制にも問題があります。外部交通権の制限のため、彼らの健康状態は、未決囚以上に脅かされています。網膜症の治療が施されず、視力を失った人、脳腫瘍を放置され、歩行が困難になった人、話す機会がないため、失語症になった人、拘禁性ノイローゼになり、精神障害者になった人などがいます。⁸³ 外部の病院へ移送されるケースは、めったにありません。冷暖房がないため、冬はしもやけ、あかぎれ、夏はあせもに悩まされます。さらに、懸念すべきことは、過酷な生活、長期にわたる完全孤立状態、死ぬことへの恐怖心などがあいまって、「死刑囚症候群」があらわれ、深刻な精神障害に陥ることです。

「死刑囚症候群」の治療が施されず、放置された人が執行されたこともあります。この点は、刑法39条、国連保証3条、国際人権委員会が1997年から毎年採択している決議書に、明らかに違反しています。⁸⁴ 日弁連は、川中鉄夫さんの例をあげています。川中さんは、強盗殺人容疑で起訴され、1980年9月、死刑判決、1984年9月最高裁で死刑確定、1993年3月に執行されました。日弁連の執行問題についての委員会は、川中さんの執行時の精神障害をとりあげ、再審を依頼された弁護人がいたのではないかと、大阪拘置所へ照会しましたが、なんら、返答はありませんでした。川中さんは、「面会も困難なほど精神分裂病が悪化し、救済措置を中断せざるをえないような状況のなかで」、処刑されてしまいました。⁸⁵

不服申立て手続き

不服を申立てる方法には3つの行政手続きがあります。しかし、いずれも、行刑当局者の思いのままになってしまいます。まず、拘置所長に面接を申し込むことですが、しばしば、不服の対象になっている職員を通じて申し込むことになります。次に、巡閲間へ情願することができますが、巡閲は、二年に一回です。情願申請は、口頭又は、書面で職員の立ち会いなしにすることができます。最後は、法務大臣へ書面を送ることです。ただし、これらの手続きはすべて、検閲されます。しかも、被拘禁者が、

⁸¹ 前述の拘置所の一日のスケジュール参照。

⁸² 東京拘置所長の話。

⁸³ アムネスティ・インターナショナル日本支部。

⁸⁴ UN CHR res.2002/77. 欧州人権裁判所が1989年精神障害者の執行を人権侵害と判断、(ゲリス Soering, ジャマカ, Pratt Morgan, Attorney General).

⁸⁵ 日弁連、人権委員会、執行問題についての委員会の調査報告書、1997年11月19日。

不平を述べることで、職員に対する、攻撃、反抗的な態度とみなされ、しばしば、報復的処遇がなされます。

次に告訴する方法が3種類あります。行政訴訟を起こす、国家賠償訴訟を提起する、刑事告訴です。いずれにしても、大きな障害があります。法的援助がため、自費で裁判費用を負担しなければならないのです。さらに、検閲があり、弁護士との面会に看守が立ち会います。この点を違法として、裁判になったこともありますが、善処されていません。収容者自身が出廷を拒否され、証人への質問ができず、裁判に負けることがよくあります。さらに、裁判所は、被疑者に対する自由裁量権を拘置所職員に大きく認めています。このため、日弁連⁸⁶、国際人権委員会⁸⁷が認めざるをえないように、確定囚が正義を勝ち取ることは、困難なのです。

執行

執行はこのところ、一年に一度か二度で、しばしば国会の閉会中に行なわれます。このことが、話題を避けるためであることは、明白です。⁸⁸ 同日に数人の人が処刑されます。執行するのかどうか、何人にするか、誰にするかを決めるのは法務大臣です。本人、家族、弁護士へ執行の事前告知はありません。執行当日の朝、時には一時間前に本人にだけ、知らされます。ですから、家族に知らせることも、最後の救済手段をうつこともできません。再審請求中であっても、恩赦出願中であっても、執行されます。執行と再審棄却を同時に知らされた人もいました。直前に遺書を書くことが許されていますが、あまりの慌ただしさに、看守に短い伝言を言い残すことしかできない人もいます。

欧州評議会のオブザーバー資格国の死刑廃止についての報告書のなかで、レナート・ウオールベンドさんは、「執行日を本人にさえ、秘密にするという、この行為は、本人が家族と最期の別れをし、弁護士が法的救済手段を講じることを（精神錯乱状態になったりするため）、不可能にしておき、法務大臣の選択は、明らかに恣意的で、どういう論理で決断が下されるのか、理解しがたいものがあります。せめて言えることは、処刑される人の恐怖心には想像を超えるものがあるということです。」と述べています。

木村修治さんは、1995年12月21日に執行されました。当日の朝、母親と妹が面会に訪れたところ、「今、たてこんでいるので、正午に出直して下さい」と言われ、再度面会に来て、数時間前に執行があったことを知らされました。木村さんは以前から、家族には執行を知らせてほしいと頼んでいたにもかかわらず、最後の願いは聞き入れられませんでした。彼は、執行までの数分間で、家族宛てに短いメモを走り書きしました。1997年8月1日に執行された永山則夫さんの場合、家族は知らされず、遺体を引き取ることができませんでした。そのため、拘置所内で火葬となり、知らせを受けた弁護士が遺骨を要求していなかったら、誰にも吊われることなく、所内に埋葬されたことでしょう。⁸⁹

拘置所長は、「刑場の準備に多少時間がかかるので、これまでも、死刑囚本人に知らせるのが、一時間以内に短縮されたことはありません。」と言いました。所長は、執行に立ち会ったことがあり、死刑問題を真剣に捉えているとのことでした。

刑場では、後ろ手に縄をかけられ、目隠しをされ、処刑台に立たされます。暴れて身体に傷がつかない

⁸⁶ 日弁連、人権委員会、執行問題についての委員会の調査報告書、1997年11月19日。

⁸⁷ 市民的及び政治的権利に関する国際規約：非拘禁者不服申立て審査制度の不備、1998、199、27 (e)

⁸⁸ 安田好弘、日本の死刑（未発表）。

⁸⁹ 海渡雄一、p.427.

ように膝を縛られ、そして首に縄がかけられます。合図とともに、数人の刑務官が同時にボタンを押し、床板が開き、そのまま落下します。⁹⁰ 縄の長さは身長に応じて調節されています。すぐには絶命しません。「地上から15cmの中空につりさげられたまま、絶命するまで体は激しく動きます」。⁹¹ 絶命まで15分から20分かかるそうですが、最後に医師が死亡を確認します。このことは、国連保証が定めた「死刑が適用される場合には、それが、できるかぎり、苦痛は最小限でなければならない」⁹²に違反しています。例えば、致死薬注射の場合、すぐに絶命します。

執行について書かれた「死刑囚最後の瞬間」⁹³という本があります。1972年、7月21日、片桐さんの執行の様子を述べています。検察官、検察事務次官、拘置所長、刑務員が、刑場の続き部屋に控え、執行に立ち会いました。膝を縛られ、死刑台に立たされ、首に縄がかけられます。ボタンが押され、床板が開くと「片桐さんの目が飛び出し、舌は垂れ下がり、体は痙攣を繰り返し、汚物も出ました」。医師が死を告げたのは15分後でした。著者の大塚さんは、ほかにも、元刑務官に会い、執行に立ち会い、強いショックを覚えた、という証言を紹介しています。「私が会った元刑務官が全員、囚人を殺したことで一生自分を責めて生きることになる」と話していました。外部との人間的な交流のない死刑囚が唯一、接触を持てるのが刑務官です。そのため、彼らのなかには、「まるで、友人を殺したような心境で、地獄の思いです。」と語る人もいます。保安部長は執行に立ち会う職員を5～7名指名します。いつ、自分の順番が回ってくるのか、誰も知りません。「いくら、仕事とはいえ、人殺しに加担したい人はいません。でも、公務員なので、断ると失業してしまいます」。看守のガイドブックには、職務内容の中に、処刑の任務についての記載はありません。

家族は、前もって執行を知らされませんが、24時間以内に遺体を引き取らなければなりません。1993年3月以降、29名が処刑され、遺体の引き取り手があったのは、わずかに2名でした。家族や弁護人が遺体の引き取りを希望していたにもかかわらず、処刑後、火葬にされてしまったこともあります。⁹⁴ 遺品は、日記類を除き、遺族に返されます。

⁹⁰ フォーラム90、隠されている日本の死刑, p.12.

⁹¹ フォーラム90、隠されている日本の死刑, p.12.

⁹² 死刑に直面している者の権利の保障原則9条、(E. S. C Res.1984/50 25)

⁹³ 大塚公子、あの死刑囚の最後の瞬間、1992.

⁹⁴ 1987年8月、永山則夫さんの例.

5. 結論と勧告

日本での現地調査を終え、日本から死刑がなくなる確率は、残念ながら、低いというのが、FIDHの感想です。廃止推進団体の努力にもかかわらず、世論には、死刑制度の継続を支持する強い傾向があることは確かです。死刑適用の実状を政府が隠し、これまでよかったといわれた治安が徐々に悪化していることもあり、この時機に政府が、国民に不人気な決断をすることはないでしょう。欧州評議会をはじめとする、国際組織からの圧力に対して、政府は「内政に対する許しがたい干渉」ときめつけています。保守派が与党の政府において、廃止に向けての議論が政治決定となる気配はありません。日本のすべての弁護士が加盟する日弁連は、廃止法案提案でコンセンサスに至らなかったという事実が、現時点で死刑がなくなる可能性が少ないことを雄弁に物語っています。

実現可能なことといえば、廃止を支持する国会議員が提案する死刑執行一時停止案です。しかし、ある議員は、今国会での上程は無理だろう、と率直に語ってくれました。

もし、死刑が確定するまでの状況、再審中でも、精神が病んでいても、執行されている現状を、市民が知れば、死刑反対になびく人は増えるだろうと、多くの専門家は考えています。調査中集めた資料や証言をまとめ、FIDHは、以下のように抗議します。

1. 日本の死刑囚は、日本政府が批准した、世界人権宣言と市民的及び政治的権利に関する国際規約にある「公平な裁判」を受けていません。殊に、警察署（代用監獄）での長期にわたる取り調べとその状況は、黙秘権、防御権の欠如、司法当局による自由の侵害の点で大きな問題です。

警察の監視下、有効な法的支援を得られず、「残虐、非人間的かつ、品位を傷つける」取扱いに相当する環境に、被疑者が、何週間も晒されている現実、基本的な原則からみても許し難いものがあります。しかも、誤審のもとになっています。

死刑事件の自動上訴権欠如、第一審の判決だけで、又救済手続き（再審、恩赦出願）中でも、執行が行われ、本人への執行の告知が直前にしかなされないことは、許し難いことです。

2. 死刑確定囚がおかれている状況は、一種の拷問であり、国際法が違法とする、非人間的かつ品位を傷つける取扱いにあたります。男性でも、女性でも厳正独居で、毎日、不意の執行の恐怖に脅え、日夜厳しい監視のもと、何十年も過ごすことは、その犯した罪がいかにも凶悪なものであっても、課してはならない刑罰です。政府は死刑囚の心情の安定に配慮しているようですが、精神を病んでいる人を処刑しています。
3. 死刑囚の尊厳を口実に、死刑囚の生活や処刑の実態を秘密にすること自体、非人間的かつ品位を傷つける取扱いになるのです。さらに、面会の度、これが最後になるかもしれないという不安を家族に何十年も強いている現状も非人間的です。

以上に鑑み、FIDHは、日本の死刑適用は、民主主義の名に著しく反する行為であると判断し、遺憾を表明します。民主主義国を標榜するのであるならば、過酷で恣意的な行為をやめるべきです。

調査結果に基づき、以下のように勧告します。

1. 日本政府及び立法者への提言

— 死刑制度廃止を最終目的に、死刑の執行停止を可決すること。すくなくとも、死刑適用罪を著しく重大な罪に限定し、適用罪全体の数を削減する。法改正実現時には、即刻に死刑囚へ適用すること（国連保証原則2条）。

— 代用監獄制度の見直し。被疑者の防御権を司法機関の監視下で実効させ、取り調べ期間を短縮する。代用監獄で得られた自白は、多くの誤判の原因になっています。

— すべての死刑判決につき、自動上訴制度を設け、再審請求中又は、恩赦出願中の執行はしないことを法律に明記する。

— 死刑囚の実態を公表する。国会議員、ジャーナリスト、国際機関の代表と死刑囚との面会を許可する。死刑囚の日常生活と彼らの苦悩を国内外に報告する。正しい情報が開示されれば、一般世論は執行の停止を容認することになり、死刑制度廃止の第一歩となります。

— 死刑事件の被疑者の逮捕から裁判まで、さらには死刑判決確定後も、弁護人の秘密交通権を確保する。

— 死刑存続の口実である、抑止力について、実は効果がないという事実と、国際人権基準について、市民への啓蒙運動を展開すること。この点は、日本の人権擁護団体と国際人権委員会が再三、要請していることです。

— 裁判官、検察官、警察官への国際人権教育を、徹底させること。

— 日本が締約国としてこれまでに提出した報告書の審査で指摘された勧告事項につき、実効的な措置について報告書を作成する。拷問禁止等条約の日本政府の第一回報告書は、2001年7月以降、その提出が待たれています。

— 死刑廃止を趣旨とする、市民的及び政治的権利に関する国際規約第2選択議定書を批准すること。

— 国際刑事裁判所へ加盟する

2. 欧州評議会及び欧州連合

— 日本が、欧州評議会の要請に対してこの二年来、実効的な措置を一切講じていないことを考慮し、オブザーバー資格を一年間停止(一年ごとに更新)し、廃止に向けての特別対策を推進することを日本に提言すること。

— 日本との対話の中で常に死刑問題を取上げること（欧州評議会と欧州委員会のトロイカ会議、欧州議員又は、欧州評議会議員と日本の議員との会議など）。

— 国際人権基準、国際刑事裁判所に関することと日本の加盟や、死刑の犯罪抑止効果不在について、日本の法曹界と、一般市民の意識を啓蒙するためのキャンペーンを支援する。

資料 1. 略語表

ECOSOC : Economic and Social Council 経済社会理事会
FIDH : Fédération Internationale des ligues des droits de l'Homme 国際人権連盟
IBA : International Bar Associations 国際法曹協会
JCLU : Japan Civil Liberties Union 自由人権協会
JFBA : Japan Federation of Bar Associations 日本弁護士連合会
NACVS : National Association of Crime Victims and National Association of Crime Victims and Surviving Families 全国犯罪被害者の会
PIDCP : Pacte International relatif aux Droits Civils et Politiques 市民的及び政治的権利に関する国際規約

資料 2. 参考文献

朝日新聞、2002年5月27日。
監獄人権センター、1998。
団藤重光、死刑廃止論、有斐閣、東京、2000。
FIDH、米国の死刑、レポートN° 316、2001、10。
FIDH、日本の取り調べ（代用監獄）、1989、2。
フォーラム90、隠されている日本の死刑、http://www.jca.apc.org/stop-shikei/epamph/dpinjapan_e.html
Hood, R, The Death Penalty: A Worldwide Perspective. Oxford University Press: Oxford, UK, 2002.
Human Rights Watch、Prisons Conditions in Japan1995。
日本弁護士連合会、The independence of judges and protection of lawyer's activities. Report to the United Nations Center for Human Rights,1991。
日本弁護士連合会、Report of the Research carried out by the Committee for the Execution Cases, Committee on Protection of Human Rights, 19 November 1997。
海渡雄一、Japan in Van Zyl Smit, D. and Dünkel, F.[Eds] Imprisonment today and tomorrow : International perspectives on prisoners' rights and prison conditions, 2001。
大塚公子、あの死刑囚の最後の瞬間、ライブ出版、1992。
Seizelet, E. Justice et Magistrature au Japon 日本の正義と司法官, Presses Universitaires de France, Paris, 2002。
東京拘置所ガイド。
安田好弘、日本の死刑（未発表）。

資料 3. 国際人権連盟 F I D H が面会した方々のリスト

衆議院議員

亀井静香
保坂展人
大島令子

参議院議員

浜四津敏子
福島瑞穂

法務省

甲斐行夫、行刑局参事官
北村篤 法務省大臣官房参事官（刑事担当）
児玉一雄、矯正局保安課長
松村

警察庁

立川

最高裁判所

今崎幸彦、事務総局刑事局判事
佐野寛次、事務総局総務部

東京拘置所

田中常弘、所長
高橋博、総務部長（法務事務次官）
亀田

J C L U 自由人権協会

更田義彦、代表、弁護士
東澤靖、弁護士
藤本美枝、弁護士
上野

監獄人権センター

末広
秋山

フォーラム90

高田章子

アムネスティ インターナショナル日本支部

寺中誠、事務局長

柳下 難民支援・死刑廃止キャンペーン・緊急行動

法律扶助協会

佐川孝志、東京都支部局長

大石哲夫、事務局長

阿部圭太、総務部長

全国犯罪被害者の会 NACVS

岡村勲、代表幹事

小笠原綱康、事務局長

林良平、秘書

宮園誠也、幹事

土川康信、弁護士

日本弁護士連合会

小川原優之

五十嵐二葉

小林

中村

横田洋三、国際連合大学学長特別顧問

町野朔、上智大学法学部教授

岩田太、上智大学法学部助教授

資料 4. 欧州評議会の死刑に対する見解

欧州評議会議員会議は、断固として死刑に反対します。死刑廃止に関する勧告1246（1994）には、次の記載があります。「近代文明社会の刑罰制度のなかに、死刑の法的存在理由はなく、死刑の運用は、拷問に値し、欧州人権条約3条が定義する、非人間的かつ品位を傷つける刑罰であるとみなされる」。死刑廃止に関する勧告1044（1994）では、すべての国に死刑廃止を求め、欧州評議会加盟を希望する国は、議定所書6を批准することを義務づけています。

1999年、議員会議は、「死刑の運用は、非人間的かつ品位を傷つける刑罰を意味し、生存権を犯している」（決議1187）と断言しました。

さらに、欧州人権裁判所は、死刑にI至る状況、「死刑の宣告と適用、判断の基準、処刑までの処遇（104項）」は、欧州人権条約3条⁹⁵の内容に違反する側面、があると判示しました。

被告が極限状況の中で執行を長年待つこと、また、その被告の個人的事情、特に犯行時18歳未満であったり、犯行時の精神状態に鑑み、欧州人権裁判所は、「拘禁性ノイローゼ」を引き起こす生活状況は、欧州人権条約3条（何人も、拷問若しくは刑罰、非人間的かつ品位を傷つける取扱いを受けてはならない）に違反すると判断します。

⁹⁵ 1989年7月7日、イギリス Soering の例。